○法務省告示第四百九十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十五号の一部を次のように改正する。

平成二十三年十月三十一日

法務大臣　平岡　秀夫

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社カネサ	東京都新宿区中井一丁目九番二号	非加熱性水産加工食品製造業
株式会社キャラック	愛知県碧南市千福町一丁目二十八番地	耕種農業

○法務省告示第四百九十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月十九日法務省告示第四百二十号の一部を次のように改正する。

平成二十三年十月三十一日

法務大臣　平岡　秀夫

第二号ロの表に次のように加える。

和信産業株式会社	東京都台東区北上野二丁目十三番五号	溶接

○財務省告示第三百五十二号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十三年度の初日から平成二十三年九月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十三年十月三十一日

財務大臣　安住　淳

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十三年度の初日から平成二十三年九月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	○トン
二	○トン
三	八・三トン
四	一二、五四五トン
五	六六○トン
六	一一トン
七	二六・五トン
八	二○・三トン
九	二○、八九五トン
一○	一、九六五トン
一一	一二、七○七トン
一二	四○、三四七トン
一三	三、四六八、一二八トン
一四	七二八、二一○トン
一四の二	三七三、九六六トン
一五	一三三トン
一六	四、五三三トン
一七	六七、五一四トン
一八	九、七三二トン
一九	六一五トン
二○	一七一トン
二一	一四、六六五トン
二二	三一○トン
二三	二、○五八トン
二四	一七トン
二五	○トン
二六	二、三五○トン
二七	五、五六一トン
二八	一トン
二九	二三二トン

○財務省告示第三百五十三号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十三年度の初日から平成二十三年九月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十三年十月三十一日

財務大臣　安住　淳

平成二十三年度の初日から平成二十三年九月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　十万八千四百四十六トン

二　冷凍牛肉　十五万二千二百九十八トン

○財務省告示第三百五十四号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十三年度の初日から平成二十三年九月三十日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十三年十月三十一日

財務大臣　安住　淳

平成二十三年度の初日から平成二十三年九月三十日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　三十六万千二百二十五トン

二　生きている豚及び豚肉等　三十六万千二百五十八トン

○財務省告示第三百五十五号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六第三項に係る物品についての平成二十三年度における輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税の発動日を次のように告示する。

平成二十三年十月三十一日

財務大臣　安住　淳

平成二十三年十一月一日

○財務省告示第三百五十六号

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）別表第一独立行政法人の項の規定に基づき、所得税を課さない法人を指定する件（平成十五年九月財務省告示第六百五号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十一月一日から適用する。

平成二十三年十月三十一日

財務大臣　安住　淳

別表独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構の項を削る。

○財務省告示第三百五十七号

法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一独立行政法人の項の規定に基づき、法人税を課さない法人を指定する件（平成十五年九月財務省告示第六百六号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十一月一日から適用する。

平成二十三年十月三十一日

財務大臣　安住　淳

別表独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構の項を削る。

○財務省告示第三百五十八号

登録免許税法別表第二独立行政法人の項の規定に基づき、自己のために受ける登記等につき登録免許税を課さない独立行政法人を指定する件（平成十三年三月財務省告示第五十七号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十一月一日から適用する。

平成二十三年十月三十一日

財務大臣　安住　淳

別表独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構の項を削る。

○財務省告示第三百五十九号

印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）別表第二独立行政法人の項の規定に基づき、印紙税を課さない法人を指定する件（平成十三年三月財務省告示第五十六号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十一月一日から適用する。

平成二十三年十月三十一日

財務大臣　安住　淳

別表独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構の項を削る。